

【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 北海道財務局長
【氏名又は名称】 館林 真一
【住所又は本店所在地】 北海道札幌市中央区
【報告義務発生日】 2026年4月22日
【提出日】 2026年4月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 S Q U E E Z E
証券コード	558A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	舘林 真一
住所又は本店所在地	北海道札幌市中央区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社 S Q U E E Z E
勤務先住所	北海道北広島市栄町一丁目52番

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 S Q U E E Z E 取締役 CFO 安養寺鉄彦
電話番号	03-6455-4721

(2)【保有目的】

発行会社の創業者かつ代表取締役であり、安定株主として保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		560,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	160,500	-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	720,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			720,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			160,500

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年4月22日現在)	V			3,095,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)				22.13
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)				

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年4月22日	普通株式	4,000	1.29	市場外	処分	2861.20

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の貸借取引契約について

発行会社のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、提出者と株式会社SBI証券は、提出者の保有する発行会社の株式のうち、普通株式150,100株を株式会社SBI証券に対して貸付する旨の契約を締結しております。なお、貸付期間は2026年4月22日から2026年5月20日（シンジケートカバー取引の状況によっては、繰り上がる場合があります）までとしております。

ロックアップの合意について

提出者は、株式会社SBI証券との間で締結したロックアップ確約書（2026年3月13日付）に基づき、本件引受契約が締結される日（基準日）に始まり、発行会社普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場された日（2026年4月22日）より起算して180日を経過するまでの期間（処分制限期間。2026年10月18日まで。）において、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾なしには、提出者が保有する発行会社の普通株式（基準日において提出者が保有する新株予約権の行使により取得することのある普通株式を含む。）及び新株予約権について、譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、デリバティブ取引その他一切の処分等を行わない旨を確約しております。ただし、上記記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連する株券貸付契約に基づく貸渡し及び会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による売却又は譲渡は、処分制限の対象外とされております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	3,160
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	2024年11月7日 第8回新株予約権の付与（無償交付）により、新株予約権680個（株式分割反映後の目的となる株式の数68,000株）を取得 2026年1月6日 株式分割1：100（無償交付）により、普通株式594,000株を取得 2026年4月22日 売出しにより、普通株式40,000株を処分
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	3,160

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社GM
住所又は本店所在地	北海道札幌市南区南沢二条1丁目18番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2023年12月8日
代表者氏名	舘林 真一
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 SQUEEZE 取締役 CFO 安養寺鉄彦
電話番号	03-6455-4721

(2) 【保有目的】

発行会社の代表取締役の資産管理会社であり、安定株主として保有しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	400,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 400,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	400,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年4月22日現在）	V	3,095,800
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		12.92
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者は、株式会社SBI証券との間で締結したロックアップ確約書（2026年3月13日付）に基づき、本件引受契約が締結される日（基準日）に始まり、発行会社普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場された日（2026年4月22日）より起算して180日を経過するまでの期間（処分制限期間。2026年10月18日まで。）において、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾なしには、提出者が保有する発行会社の普通株式（基準日において提出者が保有する新株予約権の行使により取得することのある普通株式を含む。）及び新株予約権について、譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、デリバティブ取引その他一切の処分等を行わない旨を確約しております。ただし、会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による売却又は譲渡は、処分制限の対象外とされております。</p>

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	56,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	2026年1月6日 株式分割1：100（無償交付）により、普通株式396,000株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	56,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
館林 真一	個人		北海道札幌市中央区	2	56,000

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 館林 真一
- (2) 株式会社GM

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	960,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 160,500	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,120,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,120,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		160,500

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年4月22日現在)	V	3,095,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		34.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
館林 真一	720,500	22.13
株式会社GM	400,000	12.92
合計	1,120,500	34.41